

別紙

訪問系サービス種別一覧※
児童福祉法関係施設・事業
居宅訪問型児童発達支援
障害者総合支援法関係の施設・事業
居宅介護
重度訪問介護
行動援護
同行援護
重度障害者等包括支援
移動支援事業
老人福祉法・介護保険法関係の施設・事業
訪問介護
第1号訪問事業
定期巡回・随時対応型訪問介護看護
夜間対応型訪問介護

※訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、地域生活支援事業（訪問入浴サービス）については、訪問系遵守事項等の確認は不要。